

特別抗告理由書

特別抗告人(原告) 木村富士子(キムラフジコ)

相手方(被告) 北海道 代表者知事 高橋はるみ

上記当事者間の、札幌高等裁判所平成24年(ラ)第296号裁判官忌避申立棄却決定〔原審・釧路地方裁判所平成24年(モ)第1031号,基本事件・同裁判所平成23年(ワ)第112号〕について、抗告人は下記の通り特別抗告理由を陳述します。

平成24年12月19日

上記特別抗告人 きむらふじこ 木村富士子

最高裁判所 御中

記

以下では抗告人を私、相手方被抗告人北海道を北海道、裁判長裁判官河本晶子を河本晶子、陪席裁判官廣瀬裕亮を廣瀬裕亮と略称します。また関連事件である釧路地方裁判所平成24年(ワ)第155号損害賠償請求事件を別件といいます。

第1. 抗告理由

原決定は次の枠内に表示したとおり私の忌避申立を棄却した。不服は多々あるも、憲法違反ないし憲法解釈に誤りが存在する点を掻い摘んで特別抗告理由として陳述いたします。

1 抗告の趣旨・及び理由

抗告人は、釧路地方裁判所平成24年(モ)第1031号裁判官忌避申立事件について、平成24年10月22日に同裁判所がした決定に対し、本件抗告を申し立てた。抗告の趣旨及び理由は、別紙「即時抗告状」(写し)及び「即時抗告理由書」(写し)に各記載のとおりである。

2 当裁判所の判断

当裁判所も、本件忌避申立ていずれも却下すべきものと判断する。その理由は、原決定書「理由」欄の2に説示のとおりであるから、これを引用する。抗告人が即時抗告理由書で主張する点も、上記判断を左右しない。

よって、本件抗告はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

1. 私¹は即時抗告理由書において次の枠内のように実質論を述べました。そうであるにもかかわらず、原決定は「前決定と全く同じ裁判(判断と理由)を行った」と解されます。つまり形式的には正当な裁判を装いながら、その実質において「河本晶子、廣瀬裕亮の犯人隠避罪・北海道指定訴訟代理人(警察官10名)の非弁行為罪・齊藤隆広弁護士の非弁提携罪を庇護隠蔽した」と理解せざるを得ません。これは明らかな憲法第32条(裁判を受ける権利)の侵害です。

3. 「①原告がした文書提出命令の申立てを却下した, ②早々に弁論を終結した」点は、形式的には裁判官の裁量行為でしょう。しかしながら実質的にみれば、裁量権を逸脱した職権濫用行為(犯罪行為=刑法193条)と断ぜざるを得ません。即時抗告理由書2頁4～6行目

2. さらに全体的に考察すれば、私と同じ民事訴訟の当事者である北海道の主張に迎合ないし与している事が窺知されます。この点は、明らかに憲法第14条(法の下での平等)違反と解されます。

☆憲法

○第14条〔法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界〕

①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○第31条〔法定手続の保障〕

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

○第32条〔裁判を受ける権利〕

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第3. 新事実の付加(裁判官の良心違反・憲法第76条3項)

別件の第2回口頭弁論期日(平成24年12月12日)において廣瀬裕亮は、違法限定説を是認した最高裁判例の存在(戦略)を示唆しました。相手方当事者に有利な判決の基礎となるべき最高裁判例の存在を、被告国(当事者)が申し立てていないのに示唆する行為は、「偏頗・不公平の極み」といふべきでしょう。つまり、当事者の一方を勝訴に導く戦略を、審判が教えるようなものなのです。別件とはいえ、人格は不可分一体です。このように偏頗・不公平な裁判官に、裁判官の良心など存在する理由がありません(憲法第76条3項違反)。

★民事訴訟法第246条(判決事項)

裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。

※廣瀬裕亮が相手方当事者国=検察に示唆した最高裁判所判例

昭和57年03月12日・最高裁判所第二小法廷判決(民集第36巻3号329頁)

☆憲法第76条〔司法権、裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立〕

③すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

◎本条三項の裁判官が良心に従うというのは、裁判官が有形無形の外部からの圧迫ないし誘惑に屈しないで、自己内心の良識と道徳感に従うことを意味する。(最大判昭23・11・17刑集2-12-1565)

第3. 結 語

以上掻い摘んで特別抗告理由を述べました。しかしながら、原決定の何処が憲法違反であるかを問題にしなければならぬ事自体が大問題だと私は思料いたします。それは、裁判行為とは名ばかりの職務上の犯罪行為が、次々と積み重ねられているだけのように見受けられるからです。そこには裁判官の良心はおろか、人間としての良心・志操の片鱗すらも見られません。そこで、憲法の番人である最高裁判所の英断を仰ぐところであります。

以上特別抗告人 木村富士子